

令和元年10月30日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫 様

刈谷市長 稲垣 武  
(公印省略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について(回答)  
このことについて、下記のとおり回答いたします。

記

**【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1、安心できる介護保障について**

**★(1)介護保険料・利用料について**

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

低所得者に対する介護保険料につきましては、第1段階から第3段階の保険料率を従来から国が示す標準的な基準より低く設定しております。また、平成31年度からは所得の低い第1段階から第3段階の保険料率について、本市は国が示す最大限の引き下げを行うことで、軽減措置の拡充を図っております。

【長寿課】

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

利用料は、「刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業」により、低所得者の方の居宅サービスにかかる利用者負担を2分の1に軽減して、適正なサービス利用の促進を図っております。

【長寿課】

**★(2)介護保険利用について**

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

長寿課において、保健師を配置しており、適正な介護サービスに繋がられるよう要介護認定申請の案内をしております。

また、市内に4か所ある各地域包括支援センターには、保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されており、介護保険に関する相談をはじめ、高齢者の生活全般に関する総合相談支援を行っております。

【長寿課】

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

基準回数以上の訪問介護を位置付けたケアプランは、市町村への届出が義務付けられていますが、対象者の自立支援にとってより良いサービスとするため、必要に応じてサービス内容の再検討を促すことを目的としており、回数制限は行っておりません。

【長寿課】

**(3)基盤整備について**

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早

急に解消してください。

介護サービスの充実強化を図るため、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画に位置付けられた特別養護老人ホームやグループホーム、小規模多機能型居宅介護などの基盤整備を進めております。

また令和元年度中には、今まで本市にはなかった新たなサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所の開所が予定されております。

【長寿課】

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

特例入所については、入所希望者の状況が愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針の要件に該当するかどうかを判断し、該当する場合には特例入所を認めるものであります。特別養護老人ホームからの申請に基づくものであるため、制度としては周知されているものと考えております。

【長寿課】

#### ★(4)総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

これまで介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用していた方など現行相当のサービスが必要な人については、引き続き総合事業の「現行相当の訪問型サービス」・「現行相当の通所型サービス」を利用することができます。

【長寿課】

- ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

定められた上限の範囲内で、サービスの提供に必要な総合事業費を確保したいと考えております。

【長寿課】

#### (5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

地域の住民主体の介護予防活動が推進されるよう、サロン活動等補助事業により助成しております。

また、あいちオレンジタウン構想のモデル事業として開始した認知症カフェ運営支援事業により、医療、介護、保健分野の専門職のいる認知症カフェの運営支援、助成を行っております。

【長寿課】

- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

特別養護老人ホームなど、市から指定を受けた施設でのサポーター活動を通じて、高齢者自らの介護予防及び健康増進に積極的に取り組むよう介護予防ポイント事業を実施しております。

サロンなど高齢者の集まる場に療法士を派遣する地域リハビリテーション活動支援

事業を通して、健康講話、運動指導等を実施しております。

デイサービスセンターなどで、運動機能の向上を目的とした筋力向上トレーニングを実施しております。

その他一般介護予防事業として、エンジョイ教室などの介護予防普及啓発事業、健康いちばん教室など地域介護予防活動支援事業などを実施しております。

【長寿課】

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

介護サービス利用者の利便性を図るため、住宅改修では平成 18 年 4 月から、福祉用具では平成 24 年 10 月から受領委任払い制度を実施しております。

【長寿課】

## ★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

介護職員の人材不足の抜本的な解消は、処遇改善をはじめとした施策について、国が統一した見解をもって取り組むべきものと考えております。

【長寿課】

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

介護職員の処遇改善のための施策について、国が統一した見解をもって取り組むべきものと考えておりますが、本市において今年度より主任介護支援専門員の資格取得に関する補助を開始し、費用負担の軽減を図っております。

【長寿課】

③利用者にとって危険を招きかねない 1 人夜勤を自治体の責任で禁止し、8 時間以上の長時間労働を是正してください。

平成 24 年 4 月より、従来、厚生労働省令で定めていた施設基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされ、条例を定めるにあたっては、施設指定基準に定められた事項ごとに、①省令で定める基準に従い定めるもの、②省令で定める基準を標準として定めるもの、③省令で定める基準を参酌するものの三つに分類されております。その中で夜勤を含めた人員配置基準は、従うべき基準として位置づけられているものであること、また介護人材不足も問題の背景として考えられるため、国が統一した見解をもって取り組むべきものと考えております。

【長寿課】

## ★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

要介護 1～5 の認定を受けている人から障害者控除認定書発行の申請があった場合、状況を確認した後、原則すべての申請者に「障害者控除認定書」を発行しております。

【長寿課】

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定者が、すべて確定申告等が必要になる訳ではありませんので、一律すべての方へ個別の送付ではなく、必要な方からの申請を受けて発行しております。

一般向けには、市民だよりやホームページ等で、要介護認定者には、要介護認定結

果通知や給付費通知で、「要介護認定者は障害者控除の対象となる可能性がある」旨の周知を図っており、今年度7月には、介護保険負担割合証を一斉発送する際にも案内しております。

また、介護サービス利用者やその家族に案内いただくよう、申告前にケアマネジャーに協力依頼しております。

なお、前年に申請され、引き続き控除の対象となる可能性がある方には、申請の案内をしております。

【長寿課】

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県単位化され、県下で支える仕組みとなりました。県は国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は県に国民健康保険事業費納付金を納めることになることから、保険税については、国民健康保険事業費納付金と被保険者の負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう定めてまいります。

また、法定外繰入金は被保険者1人当たり概ね1万円の繰入れを既に行っており、今後も1人当たり医療費は増加すると見込まれることから、一般会計繰入金の増額により保険税率を引下げることが国保以外の医療保険制度に加入する納税者に過大な負担を求めることにつながるため、現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

均等割は、給付の受益者となる加入者に均等に課税されるものですので、平等にご負担いただいております。減免の拡充は他の加入者の負担増となるほか、一般会計からの繰り入れで賄うことは、国保以外の医療保険制度加入者に過大な負担を求めることにつながるため、現在のところ考えておりません。

なお、給付面においては、少子化対策を含め、中学校卒業までの子どもにつきまして医療費無料制度を実施しております。

【国保年金課】

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

納税義務者で前年の総所得金額が300万円以下の被保険者が傷病を要因とする失業等により総所得額の見込額が前年中の10分の5以下に減少する場合に所得割額の10分の5に相当する額を減免しております。また、倒産・解雇や雇い止めなどにより離職をされた雇用保険受給資格をお持ちの被保険者に対しても国保税が軽減されます。

独自減免の実施につきましては、他の加入者や国保以外の医療保険制度加入者に負担を求めることにつながるため、現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書の機械的な発行はせず、納税相談に応じて分割納付等の努力をさせていただいている方には保険証を発行しております。

ただし、現状把握や納税相談の機会の確保を目的として短期保険証の交付対象としております。短期保険証については、有効期限は区切っておりますが、その取扱いにおいて通常の保険証と差異を設けておりません。

【国保年金課】

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

被保険者の生活実態の把握と納税相談の機会の確保に結び付くものとして短期保険証を発行しております。

また、滞納者への差押えについては、文書での納付催告に全く応じない者や納付約束の不履行を繰り返す者に対して執行しておりますが、滞納処分によって生活困窮になる可能性がある者に対しては、生活状況を聞取りのうえ、処分の執行停止判断を行っております。給与についても、差押禁止額以上の差押えは行っておりません。

【国保年金課・納税課】

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準において算出した基準生活費に870分の990(※)を乗じて得た額までに該当する世帯に対し実施しております。なお、制度の周知につきましては、ホームページで行っております。

減免の拡充につきましては、他の加入者や国保以外の医療保険制度加入者に過大な負担を求めることにつながるため、現在のところ考えておりません。

※令和元年10月1日施行の基準

【国保年金課】

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請について、高齢者の毎回の申請・受給に係る負担を軽減する観点から、手続の簡素化が推奨されており、刈谷市においても来年度実施に向けて検討しております。

【国保年金課】

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押禁止財産の差押は行っておりません。

納税相談では十分に状況の聞き取りをして滞納整理を行っております。猶予の適用以

外での分納相談にも柔軟に対応しており、納税資力が無いと判断すれば、滞納処分の執行停止を行っております。

【納税課】

#### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

各法、各規定を遵守し、申請権の侵害とならないよう努めております。また、申請者の意思を十分聴取するとともに、申請を受け付けた場合は、関係機関との連携を密に行い、状況把握をしたうえで、遅滞なく審査決定をし、保護費等の支給を行っております。

【生活福祉課】

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

生活保護のケースワーカーの配置につきましては、社会福祉法第 16 条で標準数が定められており、本市におきましては標準数 6 人に対して、配置者数 7 人と標準数を上回っております。

また、毎年、愛知県が実施する生活保護関係の研修をはじめ、国等が実施する実務者研修、全国研修にも積極的に参加し、職員の質の向上を図っております。

【生活福祉課】

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

生活保護法第 63 条の規定に基づき適正に行っており、返還方法につきましては生活に支障が出ないよう利用者と話し合いながら決定しております。

【生活福祉課】

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

生活保護法第 29 条に基づき、適切に調査を実施しております。

なお、資産申告の確認にあたっては個々のプライバシーに十分配慮しながら行っております。

【生活福祉課】

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

生活保護制度では、エアコンの購入は保護費のやり繰りによって計画的に購入することとなっておりますが、平成 30 年 6 月 27 日付の厚生労働省からの通知により、特別な事情がある場合に限り支給することを認められたため、支給対象者には購入の案内を行い、エアコンの設置をしております。また、支給対象外の人には、購入の意向を確認し、必要に応じて購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の貸付けの利用を案内しております。

なお、生活保護制度は国の制度であることから、エアコンの購入費用や電気代の助

成を市が独自で支援をする考えはありません。

【生活福祉課】

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

愛知県内各市町村の福祉医療制度は、他府県に比較して充実しております。これは、愛知県からの補助制度に支えられてきたものです。

今後も県や近隣市の動向を踏まえながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

【国保年金課】

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

子ども医療費助成につきましては、平成20年4月より中学校卒業までの子どもについて、保険診療の自己負担額を現物給付で実施しております。

なお、高校生世代までの入院医療費無料化については、実施に向け、検討してまいります。

入院時食事療養の標準負担額の助成につきましては、県や近隣市の動向を踏まえながら慎重な対応が必要であると考えております。

【国保年金課】

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者医療費助成につきましては、市単独事業として精神障害者保健福祉手帳2級以上をお持ちの方に、全疾病を対象とした医療費助成を実施しております。

自立支援医療(精神通院)対象者を対象とすることは、財政的に大きな負担となると認識しており、県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

【国保年金課】

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

妊産婦医療費助成制度は、妊娠期からの切れ目のない支援の一環であると考えますが、地方自治体による単独事業であるため、限られた財源の中で、妊婦健康診査等も考慮しつつ、県や近隣市の動向を踏まえながら慎重な対応が必要であると考えております。

【国保年金課】

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

子どもの貧困対策につきましては、愛知子ども調査とひとり親家庭実態調査の結果を踏まえ、「教育の支援」を始めとする直接的な貧困対策に加え、関連する子ども・子育て支援施策に一体的に取り組み、総合的に推進してまいります。

【子育て推進課】

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

ひとり親世帯等に対する自立支援につきましては、現在、「刈谷市子ども・子育て支援事業計画」の中で施策を展開しております。

自立支援給付事業といたしましては、平成16年度から、自立支援教育訓練給付金、

高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金を支給しております。

また、日常生活支援事業といたしましては、平成 16 年度から母子家庭、父子家庭及び寡婦が、自立促進に必要な事由や疾病などの社会的事由により一時的に生活援助が必要な場合に、その家庭に対して家庭生活支援員を派遣して母子家庭等の生活の安定を図っております。

#### 【子育て推進課】

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

所得の審査基準は、生活保護基準ではなく児童扶養手当の認定基準を目安としておりますが、収入状況の急変により困窮している世帯には、申請理由を確認のうえ、実態に応じた審査をしております。

年度途中でも申請できることは、2 月の入学説明会では、新入学児の保護者にご案内し、4 月の PTA 総会では、全学年の保護者に説明するなど、周知徹底しております。

支給内容の拡充は、近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

新入学児童生徒の学用品費の入学前支給につきましては、前年度から支給を開始し、今年度の小・中学校の新 1 年生に対し、平成 31 年 3 月に支給を行いました。

#### 【学校教育課】

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

教育・学習支援への取り組みについては、平成 28 年 8 月から生活困窮者自立支援制度に基づき、子ども相談センターにおいて毎週土曜日に学習支援事業を実施しております。

また、平成 22 年 4 月から総合文化センター 1 階の談話コーナーにおいて、毎週火曜日と木曜日の週 2 回、中高生の居場所づくり事業を実施しており、その運営を NPO に委託しております。平成 29 年 9 月からは同事業の一環として、自主学習を中心とした学習支援を開始しております。

#### 【子育て推進課・生活福祉課・生涯学習課】

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

刈谷市の学校給食センターは、国が定めた「学校給食法」に基づき運営をしております。法第 11 条第 2 項には、「施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」と規定されております。

このことから給食費は原材料費を各家庭に負担していただき、無料化または減額等については、基本的には考えておりませんのでご理解をお願いします。

なお、就学援助制度の申請が認められた場合は給食費が支給されます。

#### 【教育総務課】

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

認可保育所につきましては、平成 29 年度に 1 園、平成 30 年度に 2 園新設してきているほか、来年度も 2 園開園予定となっており、今後も保育需要を見極めながら保育所の整備につきましては検討してまいります。

また、保育士の確保につきましても、養成学校への訪問、説明会の実施のほか、資格はあるものの現在は保育所で働いていないいわゆる潜在保育士が復帰しやすい環境づくりとして、潜在保育士の就職支援研修会を実施し、再就職支援を行っております。

【子ども課】

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための独自の支援を実施してください。

本市の認可外保育施設につきましては、すでに面積基準は満たしておりますが、その他の項目につきましても、県の指導監査時に市の担当者も同行し、指導、相談体制をとっております。

【子ども課】

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

本市では、国で定める副食費の免除対象者に加え、市の基準である18歳未満で数えて第三子以降の子どもも免除対象とします。また、副食費のみでなく主食費も免除対象とすることでさらなる支援を行ってまいります。

【子ども課】

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

現在、刈谷市自立支援協議会に地域生活支援拠点等検討部会を設置し、地域生活支援拠点等の整備について協議を行っておりますので、社会資源の状況確認やニーズ把握に努めながら、事業所や県と協力してまいります。

【福祉総務課】

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

居宅介護や重度訪問介護については、本人の障害の種別や程度、その他の心身の状態、介護者の状況等を勘案し、必要と思われる支給量を決定しております。

【福祉総務課】

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

移動支援については、通園、通学、通所、通勤で利用する場合及び入所施設に入所している方については利用できません。ただし、通学、通所については、訓練のために一時的に必要な場合のほか、保護者のケガや病気等により一時的な支援が必要な場合については期間を限定して利用できます。

【福祉総務課】

- ④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

入院時及び入院中のヘルパー利用については、平成30年度より重度訪問介護利用者の一部において、利用が可能となっておりますので、さらなる対象者の拡大について、国や県の動向を注視してまいります。

【福祉総務課】

- ⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

障害者・児の福祉サービスを利用する場合、原則として1割が自己負担となります

が、世帯ごとの前年所得に応じて月単位で上限額が定められています。(市民税非課税世帯の場合、自己負担はありません。)

なお、令和元年10月より3歳から小学校就学前の障害児の児童発達支援等のサービスの利用料が無償となります。

また、療養介護を利用されている方には、医療費と食費の減免制度があります。さらに、低所得者に対しては、施設入所に伴う食費負担分やグループホーム居住に伴う家賃負担分を軽減するための補助制度(特定障害者特別給付費)があります。

【福祉総務課】

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

障害者の社会生活及び日常生活を総合的に支援するための法律(総合支援法)第7条において、「介護保険法の規定による介護給付のうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは、自立支援給付は行わない」と規定されており、本人の意向に基づいて障害福祉サービスを選択することはできません。

【福祉総務課】

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

介護保険の申請を行わない障害者については、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、介護保険の申請を行っていただけるように勧奨しております。

【福祉総務課】

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

平成30年度から始まりました高齢障害者の利用者負担軽減制度(通称:新高額制度)については、対象となる方に制度を周知しております。

【福祉総務課】

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

グループホームの夜勤職員の配置については、要望書の提出や市による補助の予定はありません。

【福祉総務課】

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

報酬単価を引き上げるための国への要望書の提出や、市による補助の予定はありません。

【福祉総務課】

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

おたふくかぜワクチンについては平成31年度から、ロタウイルスワクチンについては平成28年度から、予防接種費用の助成を開始しております。

インフルエンザワクチンや麻しんの任意接種については、現時点では本市独自の公費助成については考えておりません。

【子育て支援課】

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

高齢者肺炎球菌予防接種は、定期接種の自己負担額は2,500円で、非課税世帯に属する人又は生活保護受給世帯に属する人は無料です。

また、高齢者肺炎球菌任意予防接種費用の助成は、平成25年8月から始めており、助成額は3,000円、非課税世帯に属する人又は生活保護受給世帯に属する人は上限8,000円で、現在も継続実施しております。なお、2回目の接種を費用助成の対象とすることは、考えておりません。

【健康推進課】

## 9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

産婦健康診査は、平成31年度より助成回数を2回に拡充しております。

【子育て支援課】

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

妊産婦歯科健康診査については、市内歯科医療機関での個別健診を実施しており、妊婦で1回、産婦で1回それぞれ受診できるようにしております。

また、産婦健康診査の際、生まれた子どもの歯科健診について受診希望された場合、同時に無料で行えるようにしております。

【子育て支援課】

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

保健センターでは現在1名の常勤の歯科衛生士を配置しており、複数配置について考えております。

【健康推進課】

## 【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

高齢者の増加による医療費の増加、支え手の大幅な減少、医療技術の進歩による医療費の高額化等が懸念される中、今後も持続可能な制度とするためには、給付と負担のバランス、世代間の公平の観点も踏まえ、政策等に基づき、国において判断するものと考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

国民健康保険の制度改正においては、国による財政支援の拡充が行われております。今後の国や県の動向に注視しながら対応していく必要はありますが、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

公的年金制度の改正等については、国が検討し、定めるものでありますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

国民年金等の手続きなどの改善についての要望書は、市が加入している愛知県都市国民年金協議会を経由し、全国都市国民年金協議会から厚生労働大臣あてに毎年提出をしております。

**【国保年金課】**

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

国庫負担に関する意見や要望につきましては、必要に応じて全国市長会等に諮りながら進めていきたいと考えております。

介護保険制度の見直しの内容につきましては、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会において、今後、議論されていくものと考えております。

介護・福祉労働者の処遇改善につきましては、国が統一した見解をもって取り組むものと考えております。

**【長寿課】**

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

医療費の増加が懸念される医療費助成対象者の拡大は、国民健康保険だけでなく企業の健康保険組合など各保険者の財政への影響も心配されます。限られた財源の中で、政策等に基づき国において判断するものと考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

**【国保年金課】**

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

本市では、地域生活支援拠点等の整備に向け検討を行っています。また、報酬単価の引き上げにつきましては、現時点では要望書を提出する考えはありません。

**【福祉総務課】**

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

医療費の増加が懸念される医療費助成制度の拡充は、国民健康保険だけでなく企業の健康保険組合など各保険者の財政への影響も心配されます。限られた財源の中で、政策等に基づき県において判断するものと考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

**【国保年金課】**

- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

医療費の増加が懸念される医療費助成対象者の拡大は、国民健康保険だけでなく企業の健康保険組合など各保険者の財政への影響も心配されます。限られた財源の中で、政策等に基づき県において判断するものと考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

**【国保年金課】**

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

医療費の増加が懸念される医療費助成対象者の拡大は、国民健康保険だけでなく企業の健康保険組合など各保険者の財政への影響も心配されます。限られた財源の中で、政策等に基づき県において判断するものと考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

**【国保年金課】**

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

後期高齢者福祉医療費給付制度の対象拡大は、今後ますます高齢化が進んでいくことを考えますと、財政的に大きな負担になると認識しており、意見書等の提出は考えておりません。

**【国保年金課】**

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

国民健康保険制度の都道府県単位化などの改正を踏まえ、限られた財源の中で、県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

**【国保年金課】**

以上